大洗町議会議長 飯田 英樹 様

大洗町議会政治倫理審査会 委員長 菊 地 昇 悦

大洗町議会政治倫理審査会 調査結果報告書

令和4年7月13日付けで調査請求のあった件について調査した結果、次のとおり 決定したので大洗町議会政治倫理条例第9条に基づき報告いたします。

- 1. 調査の対象となった議員の氏名 飯田 英樹 議員
- 2. 審査会調査結果報告 別紙のとおり

大洗町議会政治倫理審査会 調査結果報告書

1. 審査会の設置

令和4年7月13日付けで、選挙人(大洗町の選挙人名簿に登録ある者)25名から、大洗町議会政治倫理条例(以下、倫理条例という)第8条第1項(1)の規定に基づく調査請求書が議長に提出されました。

議長は、倫理条例第8条第2項の規定に基づき調査請求書の写しを審査会へ提出 し、倫理条例第6条の規定に基づく大洗町議会政治倫理審査会(以下、審査会とい う)を設置しました。

審査会の委員については、倫理条例第6条第2項の規定に基づき、調査請求の対象となった議員(飯田 英樹議員)を除く、全議員で組織しました。

なお、9月1日に開催した第2回目の審査会において、調査請求事項に関係する者 として今村 和章議員を審査委員から除斥することといたしました。

(そのため、8月22日に開催した審査会においては、今村 和章議員が審査委員と して含まれています)

氏 名
菊 地 昇 悦
柴田 佑美子
坂本 純治
勝村勝一
海老沢 功泰
和田 淳也
小 沼 正 男
石 山 淳
伊 藤 豊
櫻井 重明

大洗町議会政治倫理審査会委員(10名)

2. 調査請求された内容

調査請求内容は、1. 飯田議長が議会政治倫理条例違反の件として、飯田 英樹議員が、大洗町商工会副会長に就任していることは、倫理条例第4条第1項(5)「町から補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこと。(なお、条例原文は「原則として、町から補助金の・・・」となっています)」に違反していること、並びに、2. 飯田議長から議員への恫喝の件として、3月議会定例会(令和4年3月と推測)において、政務活動費の議案が提出されたことに関して、飯田 英樹議員から議員(同町議会議員)への恫喝があったとするものです。

3. 調査の過程

第1回目

〇日 時:令和4年8月22日(月) 午後4時35分~午後5時44分

○出席者:11名

柴田委員、菊地委員、坂本委員、勝村委員、海老沢委員、和田委員、今村委員、小沼 委員、石山委員、伊藤委員、櫻井委員

○内 容:

- ・審査会設置方法について、確認する。
- ・仮委員長を柴田 佑美子委員(副議長)として、委員長、副委員長の互選を行う。
- ・互選により、菊地 昇悦委員が委員長に決まる。

(各委員より、柴田委員、菊地委員の2名が推薦され、採決は5対5の同票であったため、仮委員長裁決により、菊地 昇悦委員が委員長と決まる。)

- ・副委員長には、柴田 佑美子委員が推薦され、全会一致により決まる。
- ・調査請求された内容について、確認する。
 - *次回開催日は、委員長に一任される。

第2回目

〇日 時:令和4年9月1日(木) 午後0時58分~午後2時30分

○出席者:11名(10名)

菊地委員長、柴田副委員長、坂本委員、勝村委員、海老沢委員、和田委員、小沼委員、 石山委員、伊藤委員、櫻井委員

今村委員(除斥となり午後2時8分退場)

○内容:

- ・委員長等より、今後の審議に必要な事項(下記①~④について提案され、それらについて協議する。
 - ①タイムスケジュール

(調査報告書の報告締め切りが、10月11日であることを考慮した審査会の開催)

②公開の在り方

(新型コロナウイルス感染症への対策をどうするか。傍聴者の人数制限、会場等)

③今村 和章委員が審査会委員として、調査に加わることの協議

(これは協議しなければならない事案なのか。調査請求事項1,2との関係等)

④審査方法について協議

(調査請求事項の審議順番。審議に必要な関係書類。聞き取り調査実施の際の方法等(誰に対し、いつ、どのような方法で))

・調査請求事項2 (飯田 英樹議員から議員への恫喝の件) について、審査方法等について協議をする。その中において、今村委員が調査事項に関係する者ではないかとの意見があり、協議により今村委員を審査会委員から除斥することを決める。

- ・調査請求事項1 (商工会副会長就任の件) と調査請求事項2 (飯田 英樹議員から議員への恫喝の件) については、個々に審議することを決める。
- ・調査対象者である飯田 英樹議員及び、今村 和章議員からの聞き取り調査の実施及び、その方法について協議をする。
- ・傍聴者の取り扱いについては、定例会と同等の対応とすることを決める。 *次回開催日は、委員長に一任される。

第3回目

〇日 時: 令和4年9月12日(月) 午前10時0分~午前10時46分

○出席者:10名

菊地委員長、柴田副委員長、坂本委員、勝村委員、海老沢委員、和田委員、小沼委員、 石山委員、伊藤委員、櫻井委員

○内 容:

- ・飯田 英樹議員及び今村 和章議員に対して、聞き取り調査を実施する予定であったが、今村 和章議員が欠席(病気により欠席)した。これにより、当日出席している飯田 英樹議員からのみ聞き取り調査を実施するかどうかを協議し、両名の議員が揃ってからの審査を行うことを決める。(実施日については、後日調整を図り決めることとした。)
- ・飯田 英樹議員、今村 和章議員への聞き取り調査実施に際しての注意事項の確認をする。
- ・申請者への聞き取り調査実施及びその方法については、申請者全員には招集していただき、招集に応じた方のみからの聞き取りを行うことを決める。

*次回開催日は、委員長に一任される。

第4回目

日 時: 令和4年9月20日(火) 午後2時~午後4時38分

出席者:10名

菊地委員長、柴田副委員長、坂本委員、勝村委員、海老沢委員、和田委員、小沼委員、 石山委員、伊藤委員、櫻井委員

出席要請者:飯田 英樹議員、今村 和章議員

内容:

- ・飯田 英樹議員及び、今村 和章議員に対し、調査事項について聞き取り調査を 個々に行う。
- ・調査対象者である飯田 英樹議員には、今回の調査請求された事項について釈明を求める。
- ・申請者への聴取調査方法の変更について協議を行い、申請者を招く招集方式から、 通知によるアンケート方式へ変更することを決める。
- ・申請者への調査書(案)は、案とおりに決まる。

第5回目

日 時: 令和4年10月11日(火) 午後2時4分~午後3時6分

出席者:10名

菊地委員長、柴田副委員長、坂本委員、勝村委員、海老沢委員、和田委員、小沼委員、 石山委員、伊藤委員、櫻井委員

内容:

- ・今回の審査会において、調査請求事項に対し結論を出すことを決める。
- ・和田委員及び坂本議員は審査会開始時間に招集しなかったため、委員2名が不在のまま審査を行うか、それとも到着を待ってから審査を行うかを協議し、委員2名の到着を待って審査を再開することを決める。
- ・調査請求事項1 (商工会副会長就任の件)、調査請求事項2 (飯田 英樹議員から議員への恫喝の件) の順で、審議をした後、委員一人ずつから条例に違反するか否かを理由と共に発言してもらい、その後採決を諮ることとした。
- ・報告書の作成方法については、委員長に一任することを決める。
- *今回の審査にあたっては、事前に各委員へ下記の書類を送付する。
 - ・調査票 取りまとめ
 - ・申請人からの調査票(12名からの回答)の写し
 - ・飯田 英樹議員からの釈明内容(9月20日 審査会の議事録からの抜粋)

●調査請求事項1 (商工会副会長就任の件) について、各委員からの意見は次のとおり。(*掲載は、審査会において発言した順としています)

4- > 0 (13) 4×(10) (III	且式になる。 C元日 Uに順じ U C C よ 7 /
委員名	意見
柴田 佑美子委員	倫理条例違反に抵触しないと判断します。
	倫理条例第4条第1項(5)「原則として町から補助を受ける
	団体の長等に就任しないこと」の「原則として」の一文があ
	ることにより、「必ずそうではない」「違う場合も認められ
	る」と読み解くことが判断できます。
櫻井 重明委員	政治倫理条例には違反していない。
	理由は、柴田委員の発言とほぼ同じであり「原則として」と
	あるので当然ながら例外も認められる。
	このようなこととあわせ、飯田議員からの釈明においてもあ
	った(商工会副会長への就任について)他の議員に相談し、
	「やってもいいでしょう」という回答を得ていることで、飯
	田議員本人もそこに踏み切る(商工会副会長に就任する)ま
	でには、しっかりと考えをもって判断をされていることから
	も倫理条例には違反していないと思う。

2つの理由をもって反対します。 1つ目は、署名書(今回の調査請求書)及び、第2回(6月) 議会定例会での今村議員からの動議、両方に当てはまること ですが、柴田委員、櫻井委員からもあったとおり、政治倫理 条例第4条第1項(5)の文面を、あえて読み替えて、署名・ 動議をしています。ここでいう「原則として」という文言を 省いて「(政治倫理条例に) 違反をしている」と決めつけてい ます。 この倫理条例を策定する際、私は議員ではなかったが、その 伊藤 豊委員 当時に「原則として」という文言を(条文に)加えているの に、それをあえて読み替えて「(条例に) 違反をしている」と いうことは、署名及び動議について不備があったのではない かと思われる。 2つ目は、飯田議員からの釈明からも、この小さい町である 大洗町で議員と各団体の関係をこれまでの歴史や将来から考 えてみると、この「原則として」という文言がはいったまま これまでも運用してきた。 以上のようなことから(条例に)違反している事実はないと 判断します。 倫理条例第4条第1項(5)「原則として町から補助を受ける 団体の長等に就任しないこと」とあり、この「原則として」 というのは、一般的に基準は決まっているものの、条件によ っては例外を認めるということになると思われる。 従って、今回の件については倫理条例違反には抵触しないと 思う。 石山 淳委員 そして、商工会内部の事はよく知らないが、現在の時代背景 において、色々な役職に就任することが困難な方が多い中 で、特定の方に就任してほしいという考えが出てくるのであ ろうと思った。 以上の事から、政治倫理条例違反には抵触しないと判断す 倫理条例に違反していると思う。 今、この審査会において話をしているのは現状の倫理条例の 話であって、文言がどうこうという話ではない。弁護士にも 小沼 正男委員 今回の件について相談をしたが、前例がある中で、今回の件 は判例としても今回の事はいけませんよ(違反している)と の意見であった。どうして今回の件が倫理条例に抵触しない という考えになるのか、聞きたい気持ちである。

今回の件を、議長としてここまで話を大きくしてしまったこ とは、どうなのかなという思いである。 先日町内である方に呼び止められ、「議会は今、一体なにをし ているのか、あれは」という話を聞いた。それは今回の倫理 条例の話であり、今回の件について、審査会において反対す る(倫理条例に違反しない)とうような話であれば、我々は 反対した議員を告訴しますよ、というような話をしていまし た。 今回の件は、そこまで町民を心配させる話ではないと私は思 う。(倫理条例に)抵触しているか、いないかの話だけなの で。このようなことをしっかり考えていただきたいと思う。 私も(倫理条例に)抵触しているという考えである。 先ほど櫻井委員が発言をした内容は、誰かに同意を得られれ ば何をしても良いのか、という話だとおもう。 また、石山委員からは「条件」とあったが、それは一体何な のか。なり手がいない、としても、それが条件になるのか。 何が「条件」なのかよくわからない。理解できるように教え てほしい。 まずは、身を正すことが政治倫理である。それが最初であ る。それからどうするのかという話である。 一人の議員に意見を伺ってそれでやったら良いという、だか らそのまま続けます、というような倫理条例を無視した話は 和田 淳也委員 あるのか。誰が聞いても変な話である。 そういう事ではなく、町民から選ばれていることからも、 正々堂々と、良いは良い悪いは悪いとすればよい。 こうしたことに不都合があるのであれば、それを議会全員協 議会で皆に諮り、この条例(倫理条例)はおかしいから改正 しましょうと、そして条例を改正した後に、正々堂々と(商 工会副会長に)なればいいではないか。それが「道」ではな いか。 私は、今その「道」を自分たちの力でねじ曲げようとしてい るとしか思えない。条例は制定されている。これから策定す るのではない。これに(今制定されている倫理条例)に抵触 していると思う。 私は「原則として」という文言が一番気になっている。「原則 海老沢 功泰委員 として」という言葉は、必ずやってはいけない、という言葉

ではない。

確かに、先ほど勝村議員から 600 名余りの(商工会員)メンバーがいるという話もあった。(商工会副会長就任には、飯田議員の他に多くの会員がいるであろうということ)

ただし、実際の活動としてしっかりと活動できる方を、会長 としては選びたいという話があったのだと思う。飯田議員も かなり真剣に悩み、「自分は(商工会副会長就任を)受けない 方がいいのであろう」という話を私は聞いている。

ナンバーワンの副会長(第1順位にいる副会長)には、しっかりとした発言権はあるのだが、飯田議員においては、意見を求められた際に発言する立場で、副会長就任を受けたという話を私は聞いている。他の方は(このことを)聞いていないと思う。

このような事を踏まえて、「原則として」という文言がなければ倫理条例に違反しているとなるのかもしれない。このことをどのような観点でとらえるかということは、人によって違うと思うが、私としては商工会という組織を考慮すると、原則という文言があるならば、(商工会副会長就任を)受けてもやむを得ずという解釈であり、条例には違反をしていない、ギリギリといった方が良いかもしれないが、そのように考えている。

商工会総会においても、全会一致でこれが(飯田議員が副会 長に就任すること)可決されている。

商工会副会長就任を受ける方がいなかったということで、飯田議員より相談を受け、「いいでしょう」と返答をしたが、次は考えていただけるのではないかと思っていたし、商工会副会長に就任したからには、どちらを選ぶのか(大洗町議会議員又は商工会副会長)は、飯田議員である。

商工会員が600名以上いる中で、以前、飯田議員の他に副会 長に就任できる方がいるという話を私は聞いていた。

私は、安易にやっても良い(商工会副会長に就任しても良い)と言ったが、倫理条例に違反していると思う。

このことについては誤りますが、長老である私のところに相談に来たことは理解できるし、現在の商工会会長とも(飯田議員は)気があうのだと思うし、そのような事もあって飯田議員が商工会副会長に就任したのだと思われる。

議会運営をしっかりと行いたいのであれば、身を清めて一つ に絞っていただきたかったなと思う。

勝村 勝一委員

	商工会の委員として残ることもできるのだから、次の機会に 商工会会長に就任しても良いと思う。
坂本 純治委員	このことについて、特に意見はないが、違反しているか否か ははっきりと示します。

●採決の結果:

調査請求事項1 (商工会副会長就任の件) について、

倫理条例に違反している(4名)

坂本 純治委員、勝村 勝一委員、小沼 正男委員、和田 淳也委員

倫理条例に違反していない(5名)

柴田 佑美子委員、海老沢 功泰委員、石山 淳委員、伊藤 豊委員

櫻井 重明委員

●調査請求事項2(飯田 英樹議員から議員への恫喝の件)については、第1回目の審査会以来、調査し結果を導き出すことは困難な内容ではないかという意見が多くありました。

そのため、今回結論を導きだすのにあたり、倫理条例に違反している、違反していない、のほか、「審査、調査をしてみたが、当審査会において答えを出すべき内容ではない」「審査、調査してみたが、違反している、していないを確認することは出来ない」という報告の在り方について、議論をいたしました。

委員からあった意見は以下のとおりです。

- ・お互いの言った、言わないの話であるので、審査できる内容ではない。
- ・この件はお互いが言った、言わないの話である。その話が事実であるかどうかを見極めるのは困難である。審査会が関与すべき内容ではない。
- ・我々はその現場(恫喝の場)に居合わせたわけではないので、事実は分からない。 だからこの審査(調査)結果から除外しても良いのではないか。
- ・今回の件について、言われた側(恫喝を受けたとされる側)は死ぬまでこのことを 忘れない、言った側(恫喝をしたとされる側)は直ぐに忘れるということは、事実と してあると思う。

今村議員からは議長からこのように言われた、飯田議員からは今村議員にこのように言ったと意見を聞いても、客観的な証拠がない。本人の受け止め方(気持ち)である。以上のことから審査に値しないのではないかと思う。

・客観的な証拠があれば、倫理条例違反だと思うが、ただその確認方法はない。事実確認はできない。

- ・事実関係を含めて第3者の証言がなければ、恫喝があったのかどうかわからない。 だから審査をする意味のない案件だと考える。
- ・この事項が調査請求された事からみれば、調査できなかったという答えは、申請人 に対して適切ではないと思うので、倫理条例に違反しているか否かの答えを出す内容 ではないと考える。

●採決の結果:

調査請求事項2(飯田 英樹議員から議員への恫喝の件)について、

倫理条例に違反している(0名)

倫理条例に違反していない(0名)

審査、調査をしてみたが、当審査会において答えを出すべき内容ではない(挙手多数)

4. 調査の結果

調査請求された事件について慎重に調査した結果、次の結論となりました。

飯田 英樹議員の商工会副会長就任の件について、倫理条例第4条第1項(5)の規 定には抵触しない。

飯田 英樹議員から議員への恫喝の件について、審査、調査をしてみたが、当審査 会において答えを出すべき内容ではない。